

當を受く。一、

一、賠償金の算出に關する件

二、賠償金の算出に關する件

三、賠償金の算出に關する件

四、賠償金の算出に關する件

五、賠償金の算出に關する件

六、賠償金の算出に關する件

七、賠償金の算出に關する件

八、賠償金の算出に關する件

九、賠償金の算出に關する件

十、賠償金の算出に關する件

十一、賠償金の算出に關する件

十二、賠償金の算出に關する件

十三、賠償金の算出に關する件

十四、賠償金の算出に關する件

十五、賠償金の算出に關する件

十六、賠償金の算出に關する件

十七、賠償金の算出に關する件

十八、賠償金の算出に關する件

十九、賠償金の算出に關する件

二十、賠償金の算出に關する件

法人協同會福岡出張所

法人協同會福岡出張所

三、敷金聯合會費の件

一、聯合會費撤廢のこと一（一人一ヶ月三十錢）

二、一ヶ月の敷金撤廢のこと但し今迄の敷金は即時支拂のこと一（一人一ヶ月一圓）

四、退店解雇に關する件

一、退店の時は店員より退職申出の日より十日を経たる時は店員は自由に職を辭し得ること

二、退店の場合には給料積立金を一時に支給すること

三、解雇の場合には店に損害を及ぼさざる限り給料積立金及解雇手當を支給すること一（從來五圓支給）

五、店員若くは家族に病氣又は重大なる事故ある時は五日以